

## 簡易な方法による個別延長が認められた場合の取扱いについて（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願い申し上げます。

### 国税庁

#### 「簡易な方法による個別延長が認められた場合の取扱いについて（周知依頼）」

国税庁から日税連を通じて、簡易な方法による個別延長が認められた場合の取扱いについて周知依頼がありました。詳細については以下の日税連ホームページをご確認ください。

#### ● 日税連ホームページ

〈簡易な方法による個別延長が認められた場合の取扱いについて〉

<https://www.nichizeiren.or.jp/whats-new/220216a/>

令和4年2月22日  
総務部長 植野 正子